

## 熊本県における高病原性鳥インフルエンザ 発生に伴う庁内連絡会議（持ち回り）

**日時：令和3年12月3日（金）**

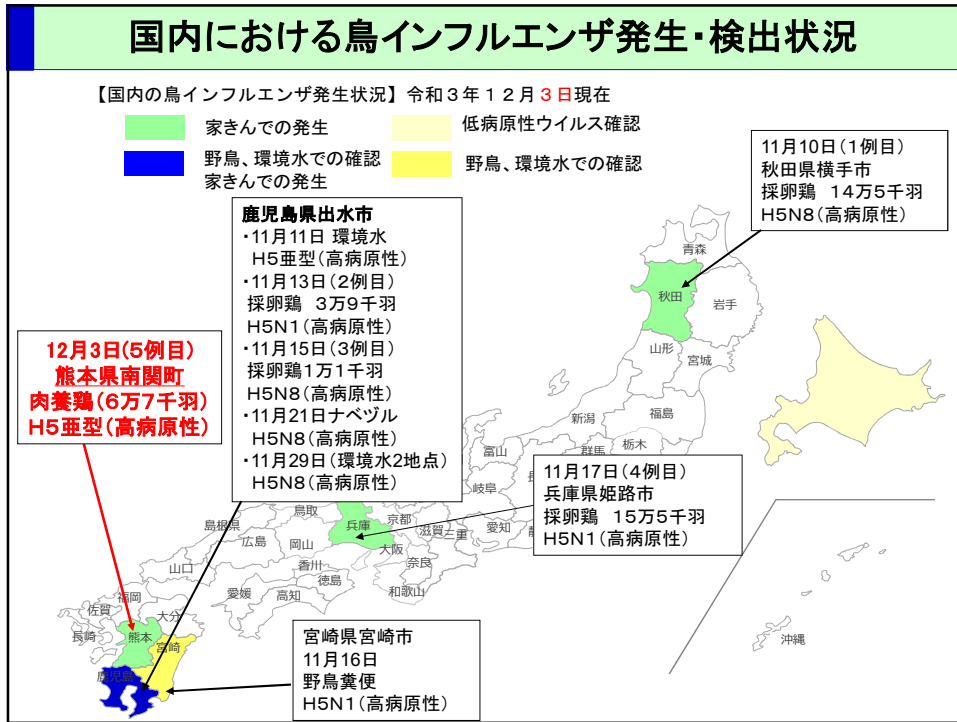
**出席：知事  
鳥インフルエンザ対策チーム  
（副知事、農林水産部、生活環境部）  
危機管理局**

1

### 会議内容

- 1 国内における鳥インフルエンザ発生・検出状況
- 2 熊本県の鳥インフルエンザ発生概要
- 3 国の対応
- 4 県内家きん農場への対応
- 5 野鳥への対応
- 6 愛玩鳥等の飼育者への注意喚起
- 7 県民への情報提供

2



国内の鳥インフルエンザ発生状況(家きん)						
	発生地	鶏種	飼養羽数	発生日	防疫措置完了日 (殺処分完了日)	血清亜型
1	秋田県横手市	採卵鶏	144,539羽	11月10日	11月12日	H5N8
2	鹿児島県出水市	採卵鶏	39,000羽	11月13日	11月14日	H5N1
3	鹿児島県出水市	採卵鶏	11,000羽	11月15日	11月15日	H5N8
4	兵庫県姫路市	採卵鶏	155,000羽	11月17日	11月22日	H5N1
5	熊本県南関市	肉用鶏	67,000羽	12月3日		H5亜型

国内の鳥インフルエンザ発生状況(野鳥等)					
	発生地	材料	採材日	確定日	血清亜型
1	鹿児島県出水市	環境水	11月8日	11月11日	H5亜型
2	宮崎県宮崎市	野鳥の糞便	11月9日	11月16日	H5N1
3	鹿児島県出水市	ナベヅル	11月19日	11月21日	H5N8
4,5	鹿児島県出水市	環境試料(水) 2地点	11月22日	11月29日	H5N8

## 熊本県の鳥インフルエンザ(国内5例目)発生概要

### 1 農場の概要

農場所在地: 熊本県南関町(なんかんまち)

飼養状況 : 肉用鶏6万7千羽

### 2 経緯

- ・12月2日(木)午前11時30分に農場から死亡数増の通報
- ・16時に城北家畜保健衛生所の簡易検査で陽性を確認(12/13羽)
- ・12月3日(金)午前4時に遺伝子検査で疑似患畜確定

### 3 熊本県の対応

- ・防疫対策本部会議の開催
- ・疑似患畜確定まで、農場への立入禁止、農場消毒を実施し、確定後、速やかに殺処分等の防疫措置を開始
- ・移動制限区域設定: 農場から半径3km以内(5農場 113,千羽)
- ・搬出制限区域設定: 農場から3~10Km以内(14農場 759千羽)

5

## 国の対応

- 1 「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催(12/2)
- 2 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る
- 3 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の専門家を現地に派遣
- 4 熊本県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じて、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣
- 5 「疫学調査チーム」を派遣
- 6 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導
- 7 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供

6

## 県内家きん農場への対応

- 1 発生情報の周知(養鶏場78戸、市町村、学校、福祉施設等)
  - 2 県内全養鶏農場へ注意喚起と間取り実施
    - ・熊本県の発生農場と本県農場は疫学関連無し
  - 3 予備費を活用した県内養鶏場の一斉消毒
    - 消石灰、消毒薬を配布し散布済 (予備費活用4,000千円)
  - 4 全78養鶏農場に対して注意喚起及びパンフレットによる野生動物対策と飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導
    - 防鳥ネットの一部破損や手指消毒の不徹底が確認された
    - 直ちに、**防鳥ネットの補修や手指消毒薬の設置を指導し改善済**
    - シーズン中は農家が繰り返し確認し、家畜保健所が点検**
  - 5 発生に備えた初動防疫体制の再チェック
    - ・発生時の動員計画と防疫対応を78農場ごとに作成済
    - 総合事務所単位での防疫演習を開催
- (11/10東部地域振興事務所、11/17中部総合事務所、11/18西部総合事務所) 7

## 野鳥への対応

☆国内での野鳥(糞便、環境水含む)の陽性確認を受け、県は「**野鳥監視ステージ2**」で野鳥等のサーベイランスを実施中

### ○糞便等調査

- ・今シーズンから鳥取大学共同獣医学科山口教授の協力を得て、期間を通し、渡り鳥が多く集まる県内3カ所の湖沼で糞便及び環境水調査を実施中(11/16～) **※12/1時点で、陰性又は検査中**

月	11	12	1	2	3	4
日光地区						
東郷池	← 毎月実施 →					
米子水鳥公園						流行状況により検討

- 渡り鳥が集まる県内河川、湖沼等の県内68カ所(東部31、中部8、西部29)の監視を実施中 **※12/1時点で、異常なし**

## 愛玩鳥等の飼育者への注意喚起

### 1 愛玩鳥を飼育されている方への注意喚起

○市町村を通じて、愛玩鳥(家きんを除く)飼育者等へ注意喚起

○ホームページで飼育上の注意事項についても周知徹底  
(各市町村のホームページ上でも、リンクを掲載して周知)

＜注意喚起事項＞

- ・放し飼いはやめ、エサ箱や水飲み場に野鳥や野生動物を近づけないようにしましょう。  
(飼育鳥が、感染した野鳥や、その野鳥を補食した動物(猫、イタチ等)と接触することによる感染を防ぎましょう)
- ・飼育場所は、こまめに清掃と消毒を行いましょう。
- ・飼育小屋では専用の靴に履き替えるなど、飼育場所にウイルスを持ち込まないようにしましょう。

### 2 その他の愛玩鳥飼育者への注意喚起

○動物取扱業者(11事業者)や学校関係者等へは保健所や関係部局を通じて情報提供と注意喚起を実施

9

## 県民への情報提供

○関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施

○ホームページ等でも野鳥等との接し方や異常な野鳥等の通報体制、愛玩鳥の飼育方法、食の安全について周知徹底 ⇒12/5日本海新聞に広告を掲載予定

※11/2～12/2 鳥インフルエンザ相談件数 22件(東部:9件、中部:2件、西部:11件)

○流行シーズン中、県ホームページ「とりネット」トップページに、鳥インフルエンザ特集ページへのリンクを常時掲載

ワクチン接種を積極的に検討してください(2021年12月1日更新)

<p>知事のページ</p> <p>記者会見、日誌、プロフィール..</p>  <p>県議会</p> <p>県教育委員会</p> <p>県警察本部</p>	<p>注目・新着 報道提供資料 防災・救急</p> <p>注目情報</p> <p>とっとり雪みちNavi(雪道情報)</p> <p><b>鳥インフルエンザに関するメッセージ、相談窓口</b></p> <p>注意喚起情報一覧</p> <p>募集中のパブリックコメント(意見公募)</p> <p>案内、入札等の新着情報</p> <p>→ 全ての分野の新着 職員募集 RSS</p> <p>令和4年度産業人材育成センター入校生募集のお知らせ</p>	<p>新型コロナウイルス対策ふるさと納税</p> <p>ご寄附は、医療体制整備、生活困窮者対策等に活用させていただきます。なお、詐欺サイトに注意!</p> <p>総合案内</p> <p>庁舎案内</p> <p>職員名簿</p> <p>連絡先一覧</p> <p>広告欄</p> <p>kinWork</p> <p>県民の声</p> <p>パナー広告の募集</p> <p>県政へのご意見</p> <p>各所属連絡先 県民の声 県民の声への対応</p>
---	---	---

10

## 対応窓口 (24時間対応しています。)

### ■野鳥、愛玩鳥に関する相談窓口

緑豊かな自然課	0857-26-7979 (夜間休日 0857-26-7111)
くらしの安心推進課(愛玩鳥)	0857-26-7247 ( " )
中部総合事務所環境建築局	0858-23-3275 (夜間休日 0858-22-8141)
西部総合事務所環境建築局	0859-31-9628 (夜間休日 0859-34-6211)

### ■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240 (夜間休日は転送)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341 ( " )
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140 ( " )

### ■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課	0857-30-8552 (夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3117 (夜間休日は転送)
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9321 (夜間休日 0859-34-6211)

### ■人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所 保健医療課	0857-30-8532 (ガイダンス等により24時間対応可)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3145 ( " )
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9317 ( " )

### ■平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直	0857-26-8663
------	--------------

11

## 県民の皆様へのメッセージ

■家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。

■鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。

- ・野鳥を素手で触らないでください。
- ・野鳥や野鳥の排泄物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排泄物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
- ・異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、緑豊かな自然課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。

※異常な野鳥：首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥

■隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。  
清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排泄物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。

■迅速で正確な情報提供を行ってまいりますので、根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

鳥インフルエンザに関する御相談については、各対応窓口まで御連絡ください。

12